

利用料金減額措置のお知らせ

2025年台風第22号及び第23号に伴う災害への対応

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（都産技研）は、2025年台風第22号及び第23号により被災された中小企業者への復興技術支援として、利用料金減額措置を行います。

1. 減額対象事業

依頼試験、機器利用、オーダーメイド型技術支援、製品開発支援ラボ賃料

2. 内容・期間

2025年12月1日～2026年3月31日にお申し込みを受け付けた（契約締結）上記減額対象事業の料金を50%減額します。

なお、期間については、延長することがあります。

3. 要件

以下のすべてに該当する必要があります。

- (1) 令和7年台風第22号及び第23号に伴う災害に起因する「セーフティネット保証制度4号認定」または「罹災証明書」を発行された中小企業者
- (2) 申込者の所在地が東京都であること

この復興技術支援を受けるためには、事前に申請が必要です。
申請の承認後に減額となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

- ・ 技術支援事業の利用に関すること
技術振興室 相談支援係 TEL 03-5530-2140
- ・ 配布に関すること
企画部経営企画室 TEL 03-5530-2521 E-mail koho@iri-tokyo.jp

<https://www.iri-tokyo.jp/>